

○二十四番（関米吉君） 浅見部長の答弁だけは一応了承いたしました。

それで職員の仕事権は都にあるんだと、管理運営に関する一般的な日常業務あるいは庶務的な問題については委託するんだ、こういうことであります。指揮権はどういうことになるんですか。この点がとにかく福生市立ですよ。この指揮権はどういうことになるか、ということをお尋ね申し上げます。

それから、今助役さんの答弁はちょっといただけないわけですね、これ、こういうふうにして、この四つの条件について努力していきなれと。一、端的にお尋ね申し上げますけれども、これが満たされたのか、といった場合において、市長はどうしますか。浅見部長の契約の大きな前提となるこの条件が満たされなかったという場合においては、いかがいたしますか。

それから三回目だからついでに聞いておきますが、助役さんね、あるいは生子部長でも結構です。この問題について後に、後に

と言っただけですけれども、議会側の意見をお聞きするといふような意味の御答弁があったかどうか、とあれですけれども、これをいつやるんですか。どういう形でやるとしたら、それととにかく何か条件があったら少し福祉部長かおれのところ、言っただけという形での意見の聴取を考えておられるか。そのへん一つ答えてください。

○議長（森田治男君） 暫時休憩いたします。

午後一時十九分 休憩

午後一時四十二分開議

○議長（森田治男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際署名議員の一部に欠員がありますので補充いたします。

十八番 堀川 實 君
を署名議員として補充いたします。

○議長（森田治男君）引き続き質疑を行います。

○助役（古谷徳男君）自席から御答弁申し上げます。

先ほど来この移管を受けるにつきまして、四つの条件ということを出ておるんですけれども、ただいまこれらにつきまして、市の方で当面この点についての要望事項という形で申し入れをしていきたいということですが、今後さらにこれ以外のこと等もあらうかと思っておりますので、それらを詰めながら、最終的には議会の御意見等も頂戴しながら正式に都と契約を結んでいきたい。このように思っておりますので、よろしく一つ御理解をお願いしたい、このように思います。

○福祉部長（生子国利君）指揮権の問題でございますが、人事権につきましても都で指揮権につきましても財団が行うということになります。

○議長（森田治男君）四回目ですので、要望にとどめていただきます。

○二十四番（関 米吉君）まよりの本議案二安木に対する午と則中からの各議員の皆さん方の論議の中で、とにかくいろいろなことが明らかになってきたわけですが、この審議の冒頭に仲村議員からこの受け入れについて市費の負担を伴わないという点については、きりした答弁がいただけたかということについて市長は迷惑はかけないということと明快に御答弁なされたと記憶しております。そこで今までの、私はそういうことは絶対あり得ないんだということだけをばくは明らかにしておきたいと思っております。

今、職員の人事権それからこの四つの条件について、条件と言いますかそのことについては議会の方とも相談したいというふうな答弁がありましたので、きょうのところはそのへんにとどめておきますけれども、この四つ条件も私が見る限りにおいては、なかなか難しい条件だと思っております。

一つの例を取るならば、仮にこの保育所を全面的に改築す

るんだ。あるいは改装するんだ。改修するんだといった場合の仮設の保育園と言っても、これはやはりどこかの土地を借りなければいけないと思ふんですよ。そういった点の費用についても、これは当然この要綱の趣旨からいけば、前回都が持たなきゃならないと思ふんですよ。しかし長い間現実には都立福生保育園の地代の一部を福生市が負担して今まで運営されてきたというようなこともあるわけでしょう。

さうにはまた、移管ということになってきて、さっき市が措置費の徴収規則のことについてお尋ね申し上げましたけれど規則に基づく徴収、減免、滞納、それから通知、そういったものは全部市がやるんだと、市営だから市がやるんだと。当然そこには最低一名や二名の職員の配置ということにはぼくは必要だろーうと思ふ。あるいはこういうのもうの事務処理のために電算委託、これも旧児童の数によつてそれだけ費用がかかるてくろーと思ふんです。こういうものを、都が全部見るという

ことは今までの都の経緯あるいは過去における水道あるいは消防等の問題等から見ても、これは決して都が全部持つてくれないというふうに私は思っております。必ずさうであると思ひます。ということならば結果的にこの受け入れによつて市財政の負担はいわゆる超過負担という形でもって市が負担しなければこの二園の運営はできないと思ふんです。

いままでの論議の中では受けさせても一切市には御迷惑はかけません。財政負担はかけない。かけないということの御答弁でもって全議員の皆さん方はさういうふうに理解されておると思ふんですよ。けれど現実にはさういうふうな問題が必ず将来起こってくるというふうに思っております。

さういった問題を引くくるめまして、これから都の折衝の条件については私も私なりにいろいろなことを申し上げたいというふうな気構えでありますので、ぜひさういった機会を持っていただきたいということを強く要望いたします。今議長か

ら時間だというふうな御注意も頂戴しましたので、本日はこれ以上答弁は求めませんけれども、一つ本問題の扱いについては慎重の上にも慎重を期していただきたいということを強く要望しまして質疑を終わります。

○二十番(指田保雄君) ただいままでにいろいろ論議があったわけでございますが、私はこの都立の二園に見童を預けられている父母の皆さん、またそこに措置されている見童のためにこの都立の保育園の受け入れが絶対にマイナスになるものではないということを市長は旧児童並ぶに父母のために声を大にして私は宣言をしていただきたい。これまでに反対の立場の方々から質疑がございましたが、私たちはこの条例に賛成するわけです。そういった中で父母の皆さんに少しでも不安があればこれは申しわけないことでありますし、絶対に見童、父母の皆さん方に御迷惑はかけないと、安心してお任せくださいということのような答弁を私はこの場でしていただきたい。このように思

うわけです。よろしくどうぞ。

○市長(田村匡雄君) 自席よりお許しをいただきたしまして御答弁申し上げます。

今までのいろいろと各議員さんから御質疑をいただきましたが、私どもの方でいろいろと申し上げてあったわけでございまして、御議決いただいたなうは、皆さん方の御意見を踏まえまして、これから都への交渉に入るわけでございしますけれども、申し上げたように絶対に父兄、それから父母の皆様に御迷惑をかけないようにし、また行政水準も上がるように今後とも私どもやっておりますので、よろしくお願

いたします。

(「了解」と呼ぶ者あり)

○議長(森田治男君) 以上で質疑を終わります。

この際討論の通告がありますので、これより討論を行います。討論については会議規則第五十一条の規定に従い、最

初に反対者から発言を願います。

十二番 遠藤洋一君。

(十二番 遠藤洋一君登壇)

○十二番(遠藤洋一君) 議案第七十七号 福生市保育所条例の一部を改正する条例に反対の討論をします。

この議案の提案の理由にもありますように都立保育園の市移管に伴う条例の改正です。

昭和五十六年、一九八一年以来非常に長い間にわたります、東京都立保育園の市あるいは町移管問題がずっと議論になってきたわけです。一番最初のことから考えますと、先ほど提案理由にも説明がありましたけれども、昭和四十五年三月に都は基本方針を出した。その文五十六年には、移管についてのことを言ってきたわけです。

そのときの市の言い方というのはこういうことです。つまり保育は身近な保育をしましなう、つまり保育というのは身近なこ

とだからそれぞれ市の町がしましなうというような条件というのか、言い方をしたわけです。

それはあたかも聞こえは大変にいいような感じがしたけれども、このことは先日の本会議で意見書についての反対討論をしたときにも申し上げましたけれども、東京都における財政の合理化あるいは全体の福祉の切り捨てということに機を一にすることをした。東京都知事の鈴木俊一さんは、そのときに都財政の赤字を埋めらんだ、赤字を黒字に転換するんだということを言いながら大なたを振るっていたわけです。その中で一番最初に振らったのが、やはり子供や老人の福祉という問題でした。都立保育園の移管というのは、まさにそういう中で行われたわけです。ですから当然のように市や町の財政負担が大変に大きなものではないかということな言われました。しかしそのとき同時に都立保育園の市町移管に反対する立場から言えば、三つのことがあったんです。そのことはやは

り同じように意見書の中で申し上げましたけれども、一つは保育月内容の問題があります。先ほどかつ議論を聞いてありますとあたかも都立保育月園が保育の内容が良くて、ほかが悪いからというふうな形を低下を心配しているかのことを発言がありましたか、そういうことではないんです。

都立保育月園がやはり十三園並みに十五園という形を置かれたのには、それなりの理由があります。つまりそれは保育というものはこういうふうにあるべきだという形を東京都が持つてきたモデルケースというふうに考えまいたと思ふんです。それが福生にも二園置かれた東京都立の保育園のあるべき立場だったわけです。それは保育というものの形や保育の水準、保育はこういうふうにしまふという形から言えは、東京都がつくつてまた非常にいい形に進んだ形というのを、むしろほかの保育月園、私立の保育園あるいは市立の保育園が学ぼうという形で、地域の保育のリーダーとして出てきた保育園なんです。その

意味から言いますと、今もその仕事の内容は変わっていませんし、その任務というのは全く変わっていない状態にあるわけです。そのことから言ひましても、都立保育園の市町移管という事で、都が保育園、保育所を手放すという事はやはり賛成できかねる問題ではないかというふうに思ひます。

それから二つ目の理由は、これもまた同じように意見書のときに述べましたけれども働いている職員の皆さんの身分の問題があります。五十七年に東京都は保育園の条例を廃止しましたから、その後働いている人たちの処遇というのは非常に不安定なことになっています。同時に働いている人たちの身分の関係から言ひますと、当然、使役者であるところの東京都と働いている人の、東京都職員との身分の問題に關しましては、いまだに解決がないんです。解決がないままにこれらの市町移管ということだけが強硬されていく形になって

います。

ですから、一つは保育の内容、つまり保育園にいる子供たちの問題、もう一つは働く職員の問題、その二つの問題が大変大きな問題を合っているがゆえに、市への移管という事はやめてほしい。東京都がずっと面倒を見るべきだというふうに主張私たちはしてまいりました。

それから最後には昭和五十六年に福生市議会、本市議会も決議を行いましたように、財政負担の問題があります。非常に大きな財政負担をいられる可能性があります。そのことは、今閣議員からの質疑の中にもありました。おり、かつて消防や水道の問題で、それだけの自治体は東京二十六の市やあるいは町が大変な苦勞をしております。そのこともあって、東京都との財政負担の関係というのは、非常に脆弱な関係しかないんだ、つまり、約束が守られるかどうかについては、今までもさんざん苦しい汁を味わってきたではないかと

いうことがあります。

今回の提議の中にも、結論から言えば、東京都知事や東京都を信用しようというのは、結論的にはあります。それがゆえに先ほど来議論になっていきますけれども、福生市における四条件、福生保育園の全面改築、福生保育園の土地の取得、熊川保育園の改修、改修中の仮設の保育園における経費の負担等々においては東京都がどのような形で対応するかという点は今回の議論の中からは全くはつきりしていませんでした。むしろ希望的な観測を述べているに過ぎません。そういう点から行きましても、この条例は不安定な要素を含んでいるものだということを言えます。

その次には市長の態度の問題がござります。市長は二回文句並みに保護者との会談の中で、大きな変化がある場合には、また相談しますということを行いました。しかしながら、今回この議会に多岐に出るまたこの条例の原則には一切父母

や保護者、職員の皆さんとの話し合いということでは行っていない。誠実な姿勢を行おうとすれば、わずかな時間を見つけて父母や関係者と会って、事情を説明すべきだと思えます。一たん大きな文化があればそれはお約束をしますと言っておきながら、それをしないということは大変な市民への裏切りだと言われども仕方がありませんし、不品行な行いだと言われるようなことがあったとしても、なかなかそれを弁護することは難しいのではないかと思います。

市長が出しましたこの条例に強く反対する立場から今まで申し述べてきましたけれども、最後にやはり保育園を学んでいる、保育園に育つ子供たちや、それを育てている保護者の皆さんや、子供たちを預かる保育の皆さんと相談もなく出てきたこの条例。その点から言っても、とても賛成することではできませんし、前に述べました二つの意見、それから一つの市長への意見見られ三つを総合しても、この条例に賛成

することはできないということとをもちまして、本条例の反対討論にいたします。

○議長（木田治男君） 次に賛成者、十四番仲村清信君。

（十四番仲村清信君登壇）

○十四番（仲村清信君） 議案第七十七号、同じく第七十八号両案に対して賛成の立場から討論をさせていただきます。

保育所は御案内のように、児童福祉法、また地方自治法に基づいて設置されておりますが、現存する都立の保育所は、いずれも昭和十八年から十九年にかけて戦時託児所というふうな形で開設されたものであります。戦後の混乱期、まだ町村では財政的な負担能力がないということも、保育所の建設が東京都において福祉の向上の一環として進められ今日に至ったという歴史があるわけでございます。

その後東京都におきまして都立保育園を当該する市の方で運営してほしいと、こういうふうなことになるまで、東京

都においてはその設置に関する法的な整理もされてしまひまして現在に於てあるわけでございます。

私が一番心配しておりましたのは、こういった状態が続くという事は保育関係者はもとより、市民において大変精神的に大きな不安の要素があるというふうに考えているわけでございます。今後の保育行政、何と申ししましても、子供は保育にとつても宝でありますけれども、福生市として日本の国にとりましても将来の宝ということでございます。これらについては十分な対策が講じられるべきだと考えておるわけでございます。そういった意味におきまして一日も早くそういった不安定な状態から脱皮するということは、行政にかけられた責任ではないかと考えるわけでございます。

私の審議中におきまして理事者にいたしました質問の答弁の中にもありましたように、理事者サイドから諸条件が東京都に出されてある。これらの諸条件が満たされる。こ

市長からの確信もいただいております。財政的な負担もに配ない。先ほどの指田議員への確たる信念に基づいた答弁ということでも確認をさせていただいております。

そういったことで、本来の保育行政というものは、その地域に密着した内容の充実した運営をされるということが望ましい本来の姿というふうに私は考えております。今後東京都から移管を受けた後には市の指導のもとにおきまして、地域のニーズにこたえるべく保育行政を推進していくことが市民福祉の増進に大いに寄与するとそのように判断をする者としたしまして賛成の討論とさせていただきます。よろしく願いたします。

○議長（森田治男君） 次に反対者原敏子君。

（十一番 原 敏子君 登壇）

○十二番（原敏子君） 議案第七七号福生市保育所条例の一部を改正する条例と議案第七十八号負担附き

贈与の受領について一括して反対討論を行います。

この二件の議案は都立保育園の市移管による条例改正と負担付き贈与されるものでございます。都立保育園が市移管されるといふことは、保育園で働く職員の方々は皆はもとより、保育園保護者の方々まで関係者の方々は皆反対しているものであります。都立保育園の関係者の方々の反対を押し切つてまづの市移管は、保育園関係者だけではなく市民の生活にまで影響を与へることとなります。なせどこまでもなくてはならないのか。またなで都立保育園ではいけなひのかそんな疑問が市民の方々からわきあしてくるのではなひでしようか。

東京都がみずからの財政上の都合を名目に保育行政から手を引き、都みずからの責任を放置しようといふところに今回の移管の問題がみえます。これまで保育行政の中での都立保育園の果たして来た役割や歴史を切り捨て、

名目だけは市立保育園となりますが、来年の四月一日からは社会福祉財団に委託されるものゝす。都立保育園で働く職員の方々の意見を聞かず、またどこで保育されてゐる幼児の保護者には何の説明もなひままに都立保育園をなくしていくといふことは、たとどんな理由があつても市民を無視した行政と言わざるを得ません。保護者や保育士さんが心配してゐる保育士の低下については何の説明も話し合ひもなひままに都立市移管されるといふことは、保育士の先行きの身分問題と財団にどのような保育経験があるかといふことを合わせても、心配の種は尽きないと思ひます。

都立市移管の提案が六年前からありました。その間保育士や父母の方々が市長に、議会に、受け入れないでほしいという要望を何回も繰り返し返され、また全市民に都立保育園関係者の意見を書いたどうも配付され